

念 書

(場 所)

(加害者氏名)

平成 年 月 日

において

の不法

(被害者氏名)

行為により の被った傷病について、健康保険法による保険給付を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を健康保険法第57条第1項の規定によって、貴健康保険組合が給付の価値の限度において取得行使し、かつ賠償金を受領することに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

なお、あわせてつぎの事項を遵守することを誓約します。

1. 保険会社を含む加害者側と示談をおこなう場合は、必ず前もって貴組合にその内容を申し出ること。また、加害者側に白紙委任状を渡さないこと。
2. 保険会社を含む加害者側から金品を受けたときは、受領年月、内容・金額(評価額)を明らかに記録し、速やかに貴組合に申し出ること。
3. 貴組合が、保険会社を含む加害者側に診療報酬明細書または調剤報酬明細書等の写しを使用して、保険給付した金額の範囲内で請求権を行使することに同意すること。
4. 自賠責保険における貴組合の求償と私の被害者請求とが競合し、合計額が自賠責保険金額を超過した場合は、貴組合の求償を優先処理することに同意すること。
5. 高額療養費または付加給付の請求及び受領については、貴組合の自動支払制度によらず、損害賠償金額が確定した後に私が書面により請求すること。

健康保険法第57条 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第1項において同じ。)の限度において、保険給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が被保険者の被扶養者において生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

平成 年 月 日

住 所 :

氏 名 :

印

日本アイ・ビー・エム健康保険組合

理 事 長 殿